

# そらいろ通信 12月

\* 社内に笑顔を咲かせましょう \*

◆業務ご案内◆

- ・ 労務管理・年金等のご相談
- ・ 給与計算・年末調整
- ・ 就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・ 人事・賃金制度に関するご提案
- ・ 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・ 労災に関するご相談・請求手続き



また今年も残り 1 ヶ月…毎年 1 年が早く感じます。皆さんお変わりございませんか？先日、子どものマラソン大会がありました。我が子の成績はとても嬉しいものでしたが!?…そのマラソンでは、障害のある子も一緒に走りました。その子が最後の一周を走っているとき、既にゴールした子たちが、〇〇ちゃんがんばって！と皆が手をたたきながら声援を送り、上位で入賞した数名が出てきて、その子に伴走してゴールしたシーンがあって、胸がきゅんとしました。



\* 気になる手当の相場 \*

～役付手当～

他社はどうしているのか？ 貴社の参考にしてください。

(単位：円)

	部長	次長	課長	課長代理・補佐	係長
最高額	230,000	120,000	150,000	97,000	70,000
最低額	20,000	12,000	3,000	3,000	2,000
最多回答 (相場)	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000

●平成 21 年 5 月 14 日～27 日調査 223 社有効回答

## ★これで完璧！12月の事務★



### ☆賞与計算と支払届☆

賞与を支給するときは、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の保険料（被保険者負担分 健康保険は都道府県ごとの料率、あるいは組合料率、厚生年金 78.52/1,000、雇用保険 4/1,000 または 5/1,000）を控除します。また、「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を作成し、支給日から 5 日以内に社会保険事務所へ提出します。

### ☆年末調整☆

年末調整は「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人すべてに対して行います。毎月支払っている税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額とを比べて過不足を清算する大切な手続きです。社員（パート・アルバイト・役員含む）から回収した申告書・控除証明書などの内容を確認し、12 月給与・賞与の支払金額確定後に年末調整を行います。所得控除の計算をする際には、扶養家族の収入金額がオーバーしていないか、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料の控除を受ける場合の証明書原本が提出されているか、今年入社した人で前職での給与収入（パート・アルバイト代を含む）がある場合にはその源泉徴収票が提出されているか、などについては十分に確認をしましょう。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

11 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、12月10日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

11 月分の社会保険料・児童手当拠出金を来年1月4日までに納付。

### ☆10月決算法人の確定申告と納税☆

10 月決算法人の確定申告と納税、4 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 12月中の決算応答日までです。

★こんなときQ&A★

**Q. 60歳以降に給与をもらっていると年金がカットされると  
ききました。働くに損になるのでしょうか？**

A. 高齢者雇用安定法が改正され、平成 18 年 4 月からは定年 60 歳以降も（段階的に）65 歳まで定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止などを行わなければならなくなりました。60 歳以上の人は生まれた年にもよりますが、厚生年金を 60 歳から受け取れることが多く、そうすると、働きながら受け取る給与と、せっかくもらえる年金とが調整され、年金が一部カットされる、あるいは給与の金額によっては全額支給が停止されることも出てきます。60 歳以上の雇用については、一旦定年退職をした後に再雇用して取り扱う会社も多いですから、その際の給与額の設定は、年金との関係も含めながら決めるのがよいのではないのでしょうか。

年金のカット率ですが、60 歳～64 歳まで、65 歳以上で異なります。60 歳～64 歳の場合、  
①給与額（賞与がある場合は 12 分の 1 を給与に加える）と年金月額が 28 万円以下なら、全額年金は受け取れます。

②給与額と年金月額が 28 万円を超えた場合は、その超えた金額の 2 分の 1 の年金額がカットされます。

③給与額が 48 万円を超える場合は、よほど年金額が多くない限りは、ほとんどの場合、年金は全額支給停止になります。

さらに、5 年以上雇用保険の被保険者である人が 60 歳以降に給与額が一定以上下がった場合に受けられる高齢継続給付金（雇用保険）を受けている場合は、最大で給与額（標準報酬月額）の 6%の年金額がカットになります。

65 歳以降の調整は、上記の計算式よりだいぶ緩やかになります。

重要なことは、給与と年金の調整を受けるのは「厚生年金の被保険者となっている人」に対してだということです。逆に言えば、厚生年金の被保険者でない人に対しては、いくら収入があっても、年金はカットされません。不動産収入のある人、自営業の人、パートで働く人（週 30 時間未満程度で勤務する場合）などは、収入の額と年金は全く関係ないのです。こういった働き方を選ぶ、という選択肢もあるわけです。

\*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽瀨貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽瀨貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

